

平成28年度～平成32年度

第3次広島市 安全なまちづくりの推進に関する 基本計画

概要版

～自分たちのまちは、自分たちで創り、守る～



特殊詐欺撲滅キャンペーン

平成28年3月
広島市

計画策定の趣旨

市民が地域の治安に対する満足感を得られることが、本当に心から安心して生活できる安全な地域社会であり、これから先も住み続けたいまちと言えます。

この計画は、「広島市安全なまちづくり推進条例」第5条の規定に基づくものであり、学識経験者、各種団体の関係者、市民委員等で構成される「広島市安全なまちづくり推進協議会」における審議、平成26年12月に実施した市民・地域防犯活動団体アンケート調査結果などを踏まえて策定するものです。

この計画を指針として、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働して総合的な施策に取り組むことにより、犯罪の起こりにくい安全なまちを実現します。

これまでの取組

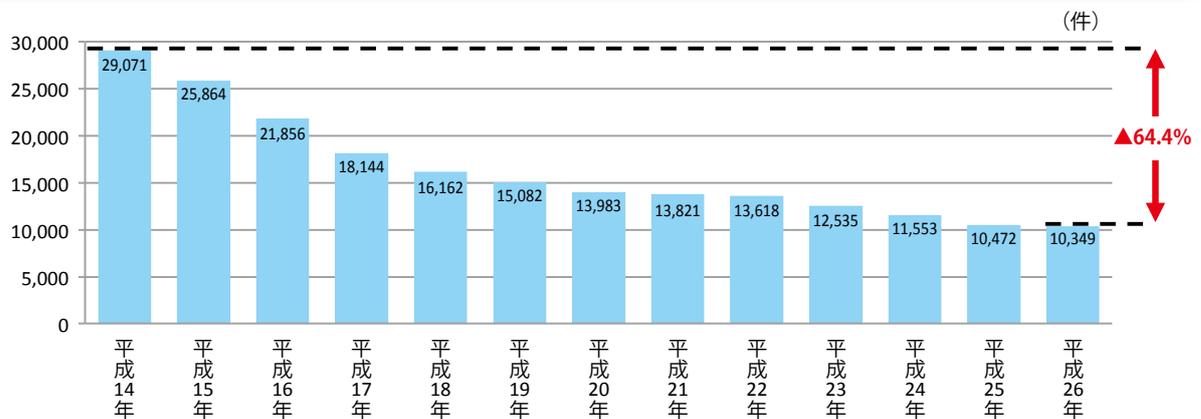
本市では、平成14年当時、ひったくりや自転車盗などの犯罪が多発し、刑法犯認知件数は3万件に迫るなど、それまでの犯罪からの「安全神話」が大きく揺らぐことになりました。

このような状況から、平成16年には条例を制定するとともに、平成18年度から平成22年度までの5年間で計画期間とする「広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」を策定し、治安の回復を目指しました。

この結果、平成22年の刑法犯認知件数は、平成14年に比べ53.2%減少しました。

平成23年度から平成27年度までの5年間は「第2次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」に基づき、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働して犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに取り組みました。

犯罪の状況



- 刑法犯認知件数は、ピーク時の平成14年の29,071件から、平成26年には10,349件となり64.4%の減少率となっています。平成26年の刑法犯認知件数(10,349件)のうち、約4割を自転車盗(2,672件)と万引き(1,568件)が占めています。
- 特殊詐欺の件数・被害額は、平成23年から平成26年にかけて件数は36件から164件と約4.6倍に、被害額は9,263万円から7億4,206万円と約8倍になっています。
- 広島県における万引きの検挙人員のうち65歳以上の高齢者の割合は、平成22年が約24%でしたが、平成26年は35%になっています。
- 子ども・女性への声かけ事案等は、平成22年から平成26年にかけて1,053件から1,633件と約1.6倍になっています。

市民等意識の実態

市民(3,000人)及び団体(100団体)を対象としたアンケート調査を平成26年12月に実施しました。(回答数:1,373人、84団体。調査結果は百分比(%))。前回調査(平成22年)の結果を()書きで表示)

○地域の治安は以前(概ね5年前)と比べてどう感じますか【市民、団体】

区 分	良くなった・ やや良くなった	変わらない	悪くなった・ やや悪くなった	わからない・ 無回答
市 民	13.8 (19.7)	50.0 (40.9)	16.9 (19.5)	19.3 (19.9)
防犯活動経験あり	23.9 (29.3)	44.2 (37.2)	22.8 (21.2)	9.1 (12.3)
防犯活動経験なし	11.4 (15.6)	51.2 (42.5)	15.4 (19.0)	22.0 (22.9)
団 体	54.8 (90.9)	38.1 (9.1)	1.2 (0.0)	5.9 (0.0)

○地域防犯活動に取り組んだことがありますか【市民】

取り組んだことが ある	取り組んだことが ない	無回答
20.1 (30.2)	78.4 (68.1)	1.5 (1.7)

○取り組んだことがない理由は何ですか【市民】

(上位7位まで、複数回答)

時間がない	参加の仕方が わからない	知り合いが いない	生活が制約 される	人間関係が 難しい	できそうな ことがない	危険に巻き込 まれたくない
45.0 (40.3)	40.6 (44.7)	19.1 (18.6)	17.9 (18.3)	10.9 (9.6)	10.7 (20.3)	4.8 (8.6)

○防犯活動に取り組むうえでの課題は何ですか

(上位7位まで、複数回答)

【市民】

参加者の高齢化	56.2
参加者の減少	53.6
防犯情報等の不足	15.2
行政や他団体との連携不足	14.5
住民の理解や協力が得られない	9.8
活動費用の不足	9.8
活動に必要な物品の不足	4.7
活動拠点の不足	4.7

【団体】

構成員の高齢化	78.6(72.7)
後継者不足	52.4(42.4)
構成員の減少	27.4 (9.1)
活動のマンネリ化による意識低下	21.4(24.2)
活動費用の不足	14.3(24.2)
住民の理解不足	9.5(18.2)
団体同士の連携や協力体制が不十分	9.5 (6.1)

課 題

- 刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、身近な犯罪等(自転車盗、万引き)が約4割を占めています。
- 自転車盗の要因は、加害者の規範意識の低下は言うまでもありませんが、盗まれた自転車のうち約6割が無施錠であるため、被害者の防犯意識が希薄であることもあげられます。
- 高齢者による万引きが増加傾向にあります。要因は、経済状況の悪化のほかに、規範意識の低下や地域社会での孤立などが考えられます。
- 特殊詐欺の被害は近年急増しており、手口が悪質巧妙化していく中、高齢になるほど防止策等の認知度は低くなる傾向があります。これまでの広報啓発だけでは、情報が伝わりにくい高齢者への被害を防ぐことは困難になっています。
- 子どもや女性に対する声かけ事案等は、社会情勢の変化等により増加傾向にあります。
- 防犯活動を行うにあたり、地域防犯活動団体の高齢化や後継者不足が進むとともに、地域の連帯感や防犯意識が薄れていることが明らかになりました。
- これらにより、市民の多くが「体感治安は良くなった」と実感できる状況ではありません。

基本目標

市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現

- 刑法犯認知件数を7,500件/年以下
平成22年(13,618件)から平成26年(10,349件)の減少率(約25%)と同等以上の減少を目指します。
- 体感治安が5年前と比べて良くなったと感じる市民の割合を25%以上
平成26年のアンケート調査結果(13.8%)の倍増を目指します。

基本方針及び基本施策

1 防犯意識の高いひとづくり

犯罪の多くは、市民一人一人が防犯に関心を持ち、犯罪の手口や対策を知り、適切な対策を講ずることで防ぐことができます。そのためには、防犯に関する意識啓発と犯罪の発生状況などの情報提供を行うことが重要になります。さらに、「自らが犯罪を起こさない」という規範意識や社会モラルの向上が不可欠です。

(1) 防犯意識を高める支援活動の推進

- 広報紙、広報番組、ホームページ等による広報
- 市政出前講座・防犯教室等での意識啓発
- 防犯対策や防犯活動等に関する相談業務の実施

(2) 防犯力を高める情報発信の充実

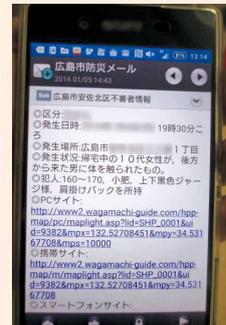
- 防災情報メールによる不審者情報の提供
- ホームページを活用した防犯情報の提供

(3) 高齢者・子ども・女性等の防犯力の強化

- 安全意識啓発マップの作成
- 小中高校生を中心とした電子メディアの適正利用の啓発
- 高齢者や女性を対象とした広報啓発活動の実施



市政出前講座



防災情報メールによる
不審者情報

2 防犯力の高い地域づくり

安全なまちづくりには、市民や事業者等が高い防犯意識を持ち、力を合わせ継続して防犯活動に取り組むことが重要です。そのためには、市民や事業者等が地域の課題を共有し、地域とのつながりを深めながら、連携・協力して防犯活動に取り組むことが必要です。また、子ども見守り活動や町内会・自治会によるコミュニティ活動は、地域に連帯意識を醸成するばかりでなく、犯罪に対する抑止につながります。

(1) 自主的・持続的なエリアマネジメントと防犯活動の推進

- 各学校において通学路の安全点検及び安全点検マップの作成
- こども110番の家の登録の促進
- 広報紙やホームページなどを活用した地域防犯活動の紹介

(2) 地域防犯活動への支援

- パトロール隊等への防犯資機材の提供
- 防犯組合等への補助
- 地域防犯カメラ設置補助
- 安全なまちづくり功労表彰の実施

(3) 地域防犯ネットワークの形成

- 安全なまちづくり推進協議会の開催
- 区役所における「減らそう犯罪」まちづくり連絡協議会の開催
- 町内会・自治会への加入促進
- 地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」を活用した防犯情報共有の支援



こども110番の家



安全なまちづくり功労表彰

行動理念

自分たちのまちは、自分たちで創り、守る

市民が安心して生活できる安全な地域社会を実現するためには、「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」という防犯意識の醸成と、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働して、総合的な防犯対策に取り組んでいくことが必要です。

このため、「自分たちのまちは、自分たちで創り、守る」を、計画の行動理念とし、各種の取組を進めます。

3 犯罪の起こりにくい環境づくり

犯罪の未然防止には、犯罪を起こさせない環境整備などハード面からの取組も必要です。犯罪の特性などその地域に応じた取組を、市民や事業者、地域団体、市が協力して進めることが重要です。また、身近な生活環境の防犯性を高めることなどは、犯罪の起こりにくい環境づくりにつながります。

(1) 犯罪防止に配慮した公共施設の整備等

- 街路灯、公園灯の整備
- 通学路の整備
- インターホンなど防犯機器の設置

(2) 市民・事業者による環境整備等の促進

- 一家一事業所一点灯運動の推進
- 街路灯設置補助
- 空き家対策の実施

(3) 繁華街等地域に応じた環境改善

- 流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくりの推進
- 放置自転車対策の推進
- 観光客に対する繁華街等での安全対策の実施や防犯情報の提供
- 落書き消去活動に対する用具等の提供
- 暴力団排除活動の推進
- 少年の非行防止活動の推進



のぼり旗
(一家一事業所一点灯運動)



流川・薬研堀地区における
放置自転車防止チラシの配布

4 犯罪被害者等への支援体制づくり

犯罪に遭った被害者等は、犯罪による直接的な被害だけでなくその後も副次的な被害に苦しめられることが少なくありません。犯罪被害者等が再び地域において平穏な生活を営むためには、必要なときに必要な場所で適切な支援が途切れることなく提供されることが大切であり、地域社会の理解や配慮、協力が重要です。

(1) 支援活動の拡充

- 犯罪被害者等総合相談窓口での相談受付・情報提供
- 広島被害者支援センターへの活動支援
- 市営住宅への入居抽選時の優遇

(2) 市民の理解の増進

- ホームページや啓発用ポスター等での情報提供
- 街頭キャンペーンの実施
- 講演会等の開催



街頭キャンペーン



犯罪被害者等支援セミナー

重点的な取組

犯罪情勢やアンケート調査から明らかになった課題などに対応するため、重点的な取組を定めます。重点的な取組では、犯罪の特性などを踏まえ、市民や事業者、警察など関係機関との連携のもと、総合的かつ計画的に、また機動的に施策を実施します。

1 身近な犯罪等(自転車盗・万引き)や子ども・女性への犯罪の抑止

刑法犯認知件数の多くを占める自転車盗や万引き、子どもや女性への犯罪の抑止に努めます。

《身近な犯罪等(自転車盗・万引き)の抑止》

- 少年サポートセンターひろしまの支援の充実
- 自転車の施錠の徹底
- 万引きされない店舗づくりの推進
- ボランティア活動など高齢者の社会参加の促進

《子ども・女性への犯罪の抑止》

- 不審者情報の提供
- 女子大学生など対象者を限定した防犯講習会の実施



自転車盗難防止ポスター

2 特殊詐欺被害の抑止

警察や金融機関などと連携し、悪質巧妙化する特殊詐欺被害の抑止に努めます。

- 市窓口等を活用した被害防止の呼びかけ
- 特殊詐欺撲滅期間の設定
- 金融機関に対する特殊詐欺被害防止の働きかけ
- 家族等による高齢者への被害防止策の周知



特殊詐欺被害防止チラシ

3 自主的・持続的にエリアマネジメントを実行する仕組みの構築

地域防犯活動が抱える課題等に対応するため、エリアマネジメントを実行する仕組みの構築に取り組みます。

- 若い世代(おやじの会の構成員やPTA、子ども会の経験者など)の地域防犯活動団体への参画促進
- 地域の安全に貢献する企業づくりの推進(従業員が地域防犯活動へ参画しやすい環境づくり)
- あいさつ運動や通勤を利用した子ども見守り活動など町内会等地域単位で取り組む活動の促進
- 各団体、事業者、区役所、関係機関等の連携強化



あいさつ運動



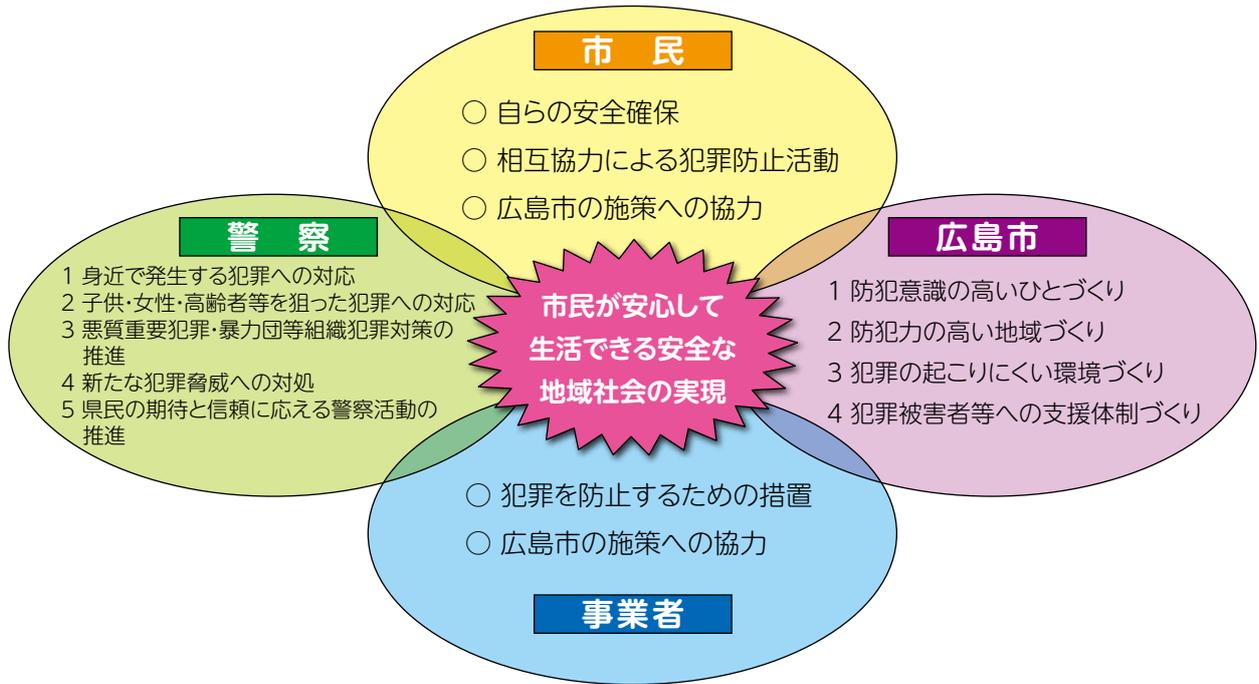
子ども見守り活動

推進体制

市民が安心して生活できる安全な地域社会を実現するためには、市民や事業者、市などがそれぞれの役割を果たし、相互に協力する必要があります。

これらに加えて、警察などの関係機関とも連携を図ることにより、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを総合的に推進します。

【市民・事業者・市・警察の連携イメージ】



各区の「減らそう犯罪」まちづくり連絡協議会等の地域防犯活動団体を中心に、区民や事業者、区役所、関係機関等が連携し、区の実情や特性に応じた犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進します。

【区における連携イメージ】



※この連携イメージは、区における一例であり、全ての関係団体等を表すものではありません。

登録番号	広C2-2015-539
名称	第3次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画 概要版
主管課	広島市市民局市民安全推進課
所在地	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL (082)504-2714 FAX (082)504-2712 HP http://www.city.hiroshima.lg.jp
発行年月	平成28年3月
印刷会社名	株式会社 インパルスコーポレーション